

新型コロナウイルス感染症に関する情報

■ 新型コロナウイルスワクチンの接種

加西市は、2月1日に新型コロナウイルスワクチン接種対策室を設置し、ワクチンの供給が可能となった際に、速やかに接種できるよう関係機関と連携を図り、接種体制の準備を進めています。最新情報は、市ホームページまたはワクチン専用コールセンターでご確認ください。また、当広報誌でも順次掲載していきます。

● 接種開始時期

接種開始時期が決定次第、ホームページを更新し、接種券と予診票を郵送する予定です。

新型コロナワクチンは、当面、確保できるワクチンの量に限りがあることから、国が定めた優先順位に従って順次接種を行ってまいります。

● 接種券・予診票送付時期

接種開始時期に合わせて個人単位で送付します。

● 接種対象者

現時点で、国が示している優先順位については以下のとおりです。

| 優先順位 | 対象者 | 備考 |
|------|------------------------------------|----------------------------------|
| 1 | 医療従事者等 | |
| 2 | 高齢者 | 令和3年度中に65歳に達する、昭和32年4月1日以前に生まれた方 |
| 3 | 基礎疾患を有する方 高齢者施設等従事者 60～64歳の方 | 詳細はホームページでご確認ください |
| 4 | 上記以外の方 | |

※接種は本人の同意に基づいて行います。

ワクチン
接種情報は
こちらから



3月6日まで



3月6日以降

● 接種場所

原則、住民票所在地の市町村での接種となります。集団接種の会場は健康福祉会館を予定しています。

● 接種日の予約

新型コロナウイルスワクチンの接種を受けるためには予約が必要です。

予約方法は、接種日程が決まりましたら市ホームページでお知らせいたします。

● 費用

接種費用は無料です。

● 接種後に副反応が起きた場合の健康被害救済制度

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

● 問合先

加西市ワクチン専用コールセンター

☎ 42-6710 (9:00～17:00 (土日祝日を除く))

新型コロナウイルスワクチン接種に関する専用コールセンターを3月8日(月)より開設します。

■ 生活困窮者等へ支援 10万円分のねっぴ〜商品券を配布

新型コロナウイルス感染症の市独自の対策として、生活が困窮している子育て世帯や障がい者に対し、1人あたり10万円分のねっぴ〜商品券を配布します。対象者には申請書を送付しています。また、商品券とすることで商工業者に対しての支援も兼ねています。

● 対象

就学援助認定児童・生徒および加西市障害者福祉年金受給者

● 対象者数

就学援助認定児童・生徒

障害者福祉年金受給者

● 商品券有効期限

令和3年3月1日～8月31日

● 問合先

就学援助認定児童・生徒

地域福祉課(生活支援係) ☎ 42-7520

障害者福祉年金受給者

地域福祉課(障がい者支援係) ☎ 42-8725

■ コロナの影響を受ける中小事業者への支援

経済産業省では、緊急事態宣言の再発令に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出自粛などにより影響を受ける事業者に対して支援を行っています。詳しくは右のQRコードでご確認ください。



経済産業省の支援策情報

● 売上の減少した中小事業者に対する一時金の支給

| | |
|-----|---|
| 対象 | 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け売上が減少した中堅・中小事業者 |
| 要件 | 緊急事態宣言の再発令に伴い、以下のいずれかに該当していること ①緊急事態宣言発令地域の飲食店と直接・間接の取引があること ②緊急事態宣言発令地域における不要不急の外出・移動の自粛による直接的な影響を受けたことにより、本年1月～3月のいずれかの月の売上高が対前年比▲50%以上減少していること |
| 支給額 | 法人：60万円以内、個人事業者等：30万円以内 |

● コロナの影響を受ける中小事業者向け補助金

| | |
|---------------|---|
| 事業再構築補助金 | 新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編またはこれらの取組を通じた規模の拡大等を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援 |
| 中小企業生産性革命推進事業 | 感染拡大を防止しながらビジネスモデルの転換に向けた取組を支援 ものづくり補助金（設備導入等）、持続化補助金（販路開拓等）、IT導入補助金（IT導入） |

● その他

- ・緊急事態宣言に伴って延期・中止したイベント等のキャンセル費用を支援
- ・中小事業者に対する資金繰り支援

● 問合せ／産業振興課 ☎ 42-8740

新型コロナウイルス感染症対策へのご協力をお願いします

感染拡大防止 徹底要請

家庭、施設等へのウイルス持込み防止

家庭での感染が県内感染経路の約5割を占めています。特に若い方々には、緊急事態宣言下であることを強く認識していただき、ウイルスを持ち込まないよう、次の取組をお願いします。

- 日中も含めた不要不急の外出の自粛を強くお願いします。
- 不要不急の都道府県間の移動や、緊急事態宣言対象地域をはじめリスクのある場所への出入りを自粛してください。

● 家庭内も含め、大人数での飲食や長時間に及ぶ飲食を控えるとともに、食事中の会話を極力控えてください。

● 毎日の検温、手洗い、マスクの着用など健康管理を徹底してください。

● 発熱、息苦しさ、味覚の異常など症状のある場合は、出勤、通学等を控えるとともに、すぐにかかりつけ医などに電話で相談してください。

※兵庫県のホームページより抜粋

発熱などの症状が続くときは **かかりつけ医に電話で相談してください。**

緊急時やかかりつけ医がないときは

発熱等受診・相談センター（加東健康福祉事務所内）
☎ 0795-42-9436 月曜日～金曜日
9:00～17:30

新型コロナ健康相談コールセンター

☎ 078-362-9980 24時間対応
FAX078-362-9874